

Psychiatric Social Worker

2020年度 募集要項

いつか取得したかった
精神保健福祉士



前期入学
4月
後期入学
10月

学校法人昌賢学園

群馬社会福祉専門学校

精神保健福祉士短期養成通信課程
厚生労働大臣指定 精神保健福祉士養成施設

精神保健福祉士短期養成通信課程募集要項

CONTENTS

2020年度生(前期入学(4月)・後期入学(10月))募集	1
出願書類	5
学習概要	8
その他	10
実務経験の対象となる相談援助業務の範囲	11

2020年度生(前期入学生・後期入学生)募集

1. 定員：80名(前期入学(4月)生40名・後期入学(10月)生40名)

2. 対象地域：青森県・岩手県・秋田県・宮城県・山形県・福島県・栃木県・群馬県・茨城県・埼玉県・新潟県・長野県・山梨県・神奈川県・東京都・千葉県・富山県・石川県・静岡県・岐阜県

3. 修学期間：前期入学生 2020年 4月1日～2020年12月31日（9か月）
後期入学生 2020年10月1日～2021年 6月30日（9か月）

4. 入学資格：(次のア～エのいずれかに該当し、対象地域に居住する者)

- ア 学校教育法に基づく福祉系4年制大学において以下4-1に定める基礎科目を修めて卒業した方（卒業見込みの方）、またはこれに準ずるものとして厚生労働省令で定める方。
- イ 学校教育法に基づく福祉系3年制短期大学（夜間および通信による場合を除く）において以下4-1に定める基礎科目を修めて卒業した方、またはこれに準ずるものとして厚生労働省で定める方であって、指定施設において以下4-2に定める相談援助業務に1年以上従事した方。
- ウ 学校教育法に基づく福祉系2年制短期大学において基礎科目を修めて卒業した方、またはこれに準ずるものとして厚生労働省令で定める方であって、指定施設において、以下4-2に定める相談援助業務に2年以上従事した方。
- エ 社会福祉士

4-1 基礎科目

基礎科目に該当するか否かは、大学・短大・専門学校に入学した年度及び履修状況により分類されます。履修された科目と以下に掲載した科目が異なる場合は、読み替えができる場合があります。詳しくは出身大学・短大・専門学校でご確認下さい。

- (1) 2008(平成20)年度までの大学・短大等の入学者で、旧カリキュラムで基礎科目を修められた方の場合
 - 1. 社会福祉原論
 - 2. 社会保障論・公的扶助論・地域福祉論の内1科目
 - 3. 精神保健福祉援助技術総論
 - 4. 医学一般
 - 5. 心理学・社会学・法学の内1科目以上、計5科目の全てを修めている必要があります。
- (2) 2009(平成21)年4月～2012(平成24)年3月までの大学・短大等の入学者は下記の科目が適用されます。
 - 1. 人体の構造と機能及び疾病・心理学理論と心理的支援・社会理論と社会システムの内1科目
 - 2. 社会保障
 - 3. 低所得者に対する支援と生活保護制度

4. 福祉行政財政と福祉計画
 5. 保健医療サービス
 6. 権利擁護と成年後見制度
 7. 精神保健福祉援助技術総論
- 以上、計7科目の全てを修めている必要があります。

- (3) 2012（平成24）年4月から大学・短大等に入学された方の場合
1. 人体の構造と機能及び疾病・心理学理論と心理的支援・社会理論と社会的システムの内1科目
 2. 現代社会と福祉
 3. 地域福祉の理論と方法
 4. 社会保障
 5. 低所得者に対する支援と生活保護制度
 6. 福祉行政財政と福祉計画
 7. 保健医療サービス
 8. 権利擁護と成年後見制度
 9. 障害者に対する支援と障害者自立支援制度
 10. 精神保健福祉相談援助の基盤（基礎）
 11. 精神保健福祉援助演習（基礎）
- 以上11科目の全てを修めている必要があります。

4-2 相談援助業務

相談援助業務は精神保健福祉士法に規定する精神保健福祉士の業務として以下①～③の精神障がい者の社会復帰に関する相談に応じ、助言・指導・日常生活を送るための必要な訓練その他の援助を行うことを示します。

- ①精神障がい者の社会復帰に関し、退院後の住居や福祉制度の相談に応じること。
- ②患者・利用者の意思を尊重し、金銭管理や規則的な生活・掃除・洗濯等日常生活を送るための必要な訓練を行い、自立を支援すること。
- ③地域で、患者・利用者が自分らしく生きるために困難を感じていることについて環境調整を行うこと。

一方、相談援助には、医療に着目した観点から行う精神障がいの予防や治療等に関する相談・指導などは含まれていません。病棟での看護業務は含まれません。

国家試験受験資格の対象となるのは、精神障がい者の社会復帰に関する相談援助を主たる業務として行っていることが必要です。この場合の主たる業務とは、必ずしも常勤や有給である必要はありませんが、他の業務（医事課業務や病棟での看護業務など）に就きながら社会復帰に関する相談援助を行うことがあるという場合、主たる業務とはみなされません。

※指定施設における相談援助業務は4-2に定める施設等の種別及び従事職種が、ともに11頁以降の「実務経験の対象となる相談援助の業務の範囲」に該当している場合のみ認められる。

4-3 実習免除施設及び職種

入学前に指定施設において相談援助業務（2 頁、4-2）の実務経験が 1 年以上ある方は実習が免除となります。詳しくは、実務経験の対象となる相談援助の業務の範囲 11 頁～15 頁を参考に、必要書類を作成して下さい。

4-4 実習時間の免除

新カリキュラムへの移行に伴い、実習時間数が 210 時間となりました。

社会福祉士の「相談援助実習」を履修して社会福祉士を取得した方は、60 時間を上限として精神科病院等の医療機関以外の実習免除が可能です。この場合、実習費の一部免除はありません。社会福祉士の「相談援助実習」を履修しないで社会福祉士を取得した方は、実習免除に該当しないため 210 時間の実習となります。

5. 入試日程：

(1) 前期入学（4月入学）

試験区分	出願期間	合格発表	手続締切
第 1 次募集	10月1日(火)～10月25日(金)	11月 8日(金)	11月21日(木)
第 2 次募集	11月1日(金)～11月22日(金)	12月 6日(金)	12月20日(金)
第 3 次募集	12月2日(月)～12月20日(金)	12月25日(水)	1月17日(金)
第 4 次募集	1月7日(火)～ 1月24日(金)	2月 7日(金)	2月21日(金)
第 5 次募集	2月3日(月)～ 2月21日(金)	2月28日(金)	3月13日(金)
第 6 次募集	3月2日(月)～ 3月13日(金)	3月19日(木)	3月27日(金)

(2) 後期入学（10月入学）

試験区分	出願期間	合格発表	手続締切
第 1 次募集	4月1日(水)～ 4月24日(金)	5月 8日(金)	5月22日(金)
第 2 次募集	5月7日(木)～ 5月22日(金)	6月 5日(金)	6月19日(金)
第 3 次募集	6月1日(月)～ 6月26日(金)	7月10日(金)	7月27日(月)
第 4 次募集	7月1日(水)～ 7月22日(水)	8月 7日(金)	8月21日(金)
第 5 次募集	8月3日(月)～ 8月21日(金)	9月 4日(金)	9月18日(金)
第 6 次募集	9月1日(火)～ 9月18日(金)	9月25日(金)	合格発表時に指定する期日

※出願は郵送または直接持参して下さい。各募集期間とも最終日必着（持参の場合は 17 時まで）です。

※合格発表については期日までに郵送致します。

※合格内定者が定員に達した場合、早期募集終了とすることがあります。

※合格内定者が定員に達していない場合、追加募集を行います。

6. 入学検定料：10,000 円

(1) 納入方法 ①～③のいずれかの方法でお振り込み下さい。

①金融機関所定の振込用紙を使用し、窓口で振り込みをする。

②金融機関の ATM で振り込みをする。

③インターネットバンキングを利用して振り込みをする。

群馬銀行 本店 普通預金 1009850
ガク) ショウケンガクエングンマシャカイフクシセンモンガッコウリジショウスズキトシダ 学校法人 昌賢学園 群馬社会福祉専門学校 理事長 鈴木 利定

- (2) 納入完了後、出願者氏名、金融機関名、振込日、金額、振込先が明記されている書類をご用意いただき、出願書類に必ず同封して下さい。
- 〔納入方法①②の場合：「ご利用控」「受付書」等を鮮明にコピーしたもの〕
〔納入方法③の場合：「振込受付」「振込実行結果」等を印刷したもの〕
※預金残高等が記載されている場合は、塗り潰して消して下さい。〕

7. 選考方法：書類選考及び小論文（400字以上800字以内）

8. 出願手続： (1) 出願書類は次頁を参照し作成して下さい。
(2) 作成した出願書類を任意の封筒に一括同封のうえ、簡易書留にて郵送するか、持参により提出して下さい。

9. 入学手続き： (1) 合格者には合格通知とともに、入学手続き書類を送付します。
(2) 入学手続きは、入学手続き期間内に「入学金」・「授業料」を銀行振込により納付するとともに、「入学金振込確認書」・「テキスト注文書」・「写真（4×3cm）1枚」を提出することによって完了します。手続き締切を確認の上、郵送・または持参により関係書類を提出して下さい。

10. 入学辞退：入学を辞退する場合には、入学手続き完了前後に關わらず、電話でその旨をお伝え下さい。その後、書面にて辞退届〔願書受理番号、氏名、住所、辞退理由〕を提出していただきます。
入学手続き完了後の入学辞退については、納入していただいた学費等の返還はできません。

11. 授業料等：(1) 入学手続き時に納入

入学金	授業料
30,000 円	120,000 円

- (2) 入学後に納入（10月生は12月頃、4月生は6月頃予定）

テキスト代	実習費（該当者）
およそ 25,000 円	100,000 円

- (3) 学校法人昌賢学園卒業生（幼稚園及び通信課程は除く）は、授業料1/2を補助致します。
(4) 群馬医療福祉大学大学院と同時入学する場合は、当通信課程の入学金と授業料が一部減免されます。該当となる方は出願時にご連絡をお願いいたします。

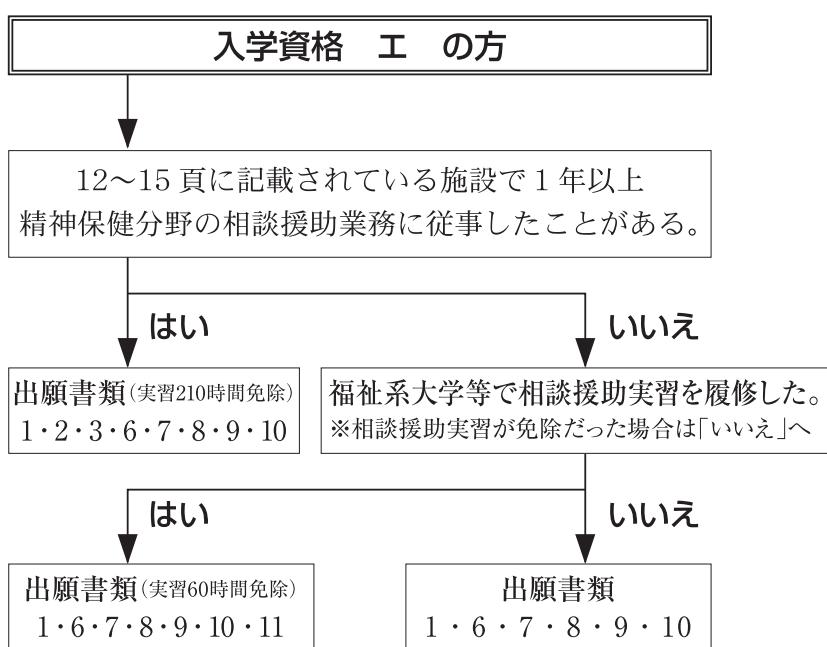
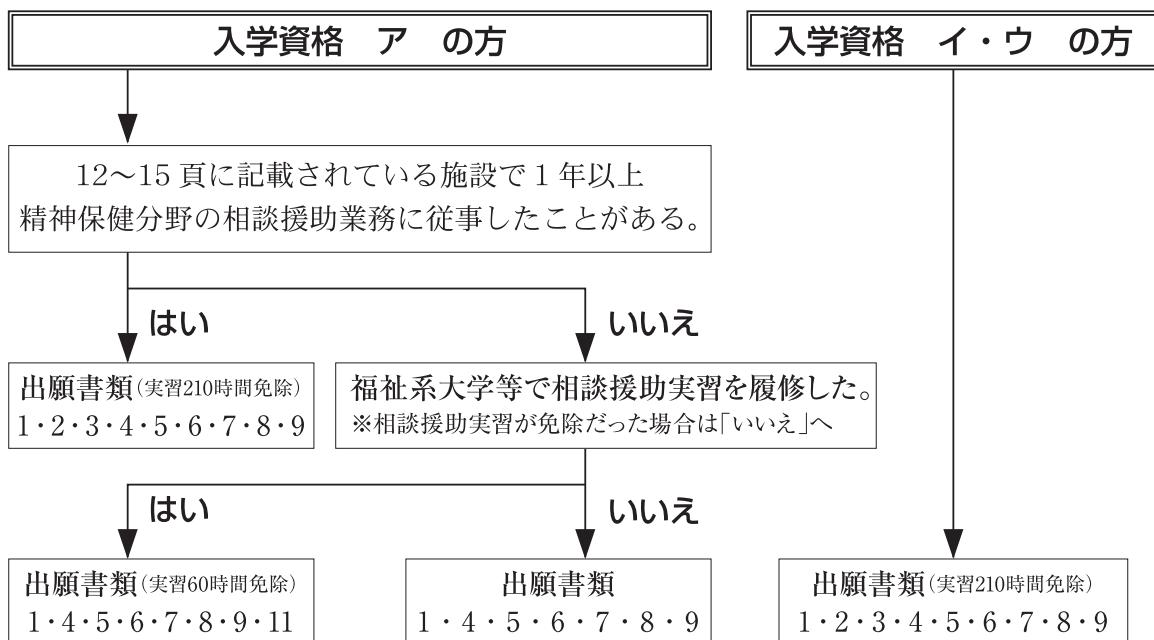
出願書類

出願書類は巻末に綴込まれています。

全ての書類について黒または青インクのボールペンを使用し、次頁からの各書類作成上の注意事項を参考にして楷書で記入をして下さい。訂正は二重線を引き訂正印を押印し、余白に記入して下さい。修正テープ等を使用したものは無効です。入学資格ごとの出願書類については以下のフローチャートを参照して下さい。

精神保健福祉援助実習の免除には指定施設において1年以上の精神保健分野での相談援助の実務経験が必要です。不明点は遠慮せず、お問い合わせ下さい。

入学資格別出願書類フローチャート



出願書類一覧	
1	入学願書
2	実務経験申告書
3	実務経験証明書
4	卒業証明書
5	基礎科目履修証明書
6	小論文
7	合否通知用封筒(長型3号)
8	入学検定料振込確認書
9	写真(4×3cm)、願書に添付
10	社会福祉士登録証の写し(A4)
11	成績証明(相談援助実習の履修が確認できる証明書)

1. 入学願書（全員）

所定の用紙に必要事項をもれなく記入し、写真を貼付して下さい。

保証人欄は保証人が自署して下さい。

2. 実務経験申告書（入学資格・実習免除の該当者）

- (1) 所定の用紙に必要事項をもれなく記入して下さい。
- (2) 職種は、実務経験に該当する職種のみ正確に記入して下さい。
- (3) 実務経験期間は、入学資格に定められた期間分のみ記入して下さい。
- (4) 入学時までに経験年数を満たす方の場合は、「実務経験申告書」の右肩に「見込み」と明記して下さい。
その場合、入学後改めて「実務経験申告書」を提出して下さい。

3. 実務経験証明書（入学資格・実習免除の該当者）

- (1) 「実務経験申告書」の内容について、所定の用紙（コピーして使用可）を用いて、施設・機関ごとに証明を受けて下さい。
- (2) 実務経験に該当する職種について証明を受けて下さい。
- (3) 実務経験期間は、入学資格に定められた期間分のみ記入して下さい。
- (4) 入学時までに経験年数を満たす場合は、「実務経験証明書」の右肩に「見込み」と明記して下さい。
その場合、入学後改めて「実務経験証明書」を提出して下さい。

4. 卒業証明書（入学資格ア～ウ）

- (1) 入学資格に該当する卒業証明書を提出して下さい。卒業証書のコピーは受理できません。
- (2) 卒業見込みの方は、「卒業見込証明書」を提出し、卒業後、速やかに「卒業証明書」を提出して下さい。

5. 基礎科目履修証明書（入学資格ア～ウ）

基礎科目（1頁～2頁参照）の履修を証明する書類です。出身校に問い合わせをして下さい。

6. 小論文（全員）

与えられた課題に基づき、所定の用紙に記述の上、提出して下さい。

7. 合否通知用封筒（全員）

任意の封筒（長型3号）をご用意いただき、自分の住所・氏名を明記して、切手（速達便分）を貼付の上提出して下さい。

8. 入学検定料振込確認書（全員）

3～4頁6. 入学検定料を参照の上、入学検定料を納入し、振込内容が確認できる書類を提出して下さい。

9. 写真 (全員)

仕様 : 4 × 3cm (正面上半身、脱帽、無背景のもの、白黒・カラー可)

入学願書貼付用

※入学手続きの際にもう1枚必要となります。

10. 「社会福祉士登録証」のコピー (A4版) (入学資格 工の方)

11. 成績証明書

実習時間の一部免除(3頁、4-4)の証明書類となります。社会福祉士の「相談援助実習」の履修を確認するために必要です。

書類提出先

〒 371-0846

群馬県前橋市元総社町 152 番地

群馬社会福祉専門学校

精神保健福祉士短期養成通信課程 入学受付係

学習概要

1. レポート学習

- (1) 指定科目のテキストをもとに自宅で学習し、担当教員が出題した課題についてレポートを作成し、指定期日までに提出して下さい。
- (2) 提出されたレポートは、担当教員が添削を行い、A～Dの4段階で評価します。A～C評価までが合格となり、D評価の場合は再レポートとなります。
- (3) 科目ごとの提出回数は「学習の手引き」で確認して下さい。指定提出期日までに提出されない場合は、D評価扱いとして再レポートとなります。
- (4) 再レポートは指定提出期日までに提出し、合格評価されることが必要です。
- (5) 止むを得ない事情により、指定提出期日までに提出できないことが明らかである場合は、届け出ることで提出期日が考慮されます。その場合、修了時期が遅れることがあります。
- (6) 各レポート指定提出期日は、入学決定後に連絡いたします。

2. スクーリング

- (1) 群馬社会福祉専門学校元総社キャンパス（前橋市）・両毛サテライトキャンパス（館林市）で行う予定です。スクーリング7日間・精神保健福祉援助実習指導（実習該当者）2日間の日程です。（詳細は後日通知します。）
- (2) 厚労省の規定により全日程科目毎に8割以上の出席が必要となります。但し、本校では、全日程の出席を推奨しています。やむをえず欠席する場合は別日程を検討します。
- (3) 担当講師の授業に出席し、最終講義時間の確認試験に合格（100点満点中、60点以上）しなければなりません。

3. 精神保健福祉援助実習（該当者のみ）

- (1) 指定施設で実習指導者の指導のもとに実習を行います。
- (2) 実習は、210時間以上（概ね医療機関12日間・他機関15日間）が基本です。原則として休日を除く連続した日程で行います。社会福祉士の「相談援助実習」を履修した方の実習時間は、「他機関実習」が60時間上限で免除され150時間以上（概ね20日間）です。
- (3) 平日に実習時間が確保できるかどうか不安がある場合は、出願前に本校へお問い合わせ下さい。実習日程や実習希望先等の打ち合わせを行い、実習先の内諾を得てからの出願を推奨します。ただし、実習先との調整上、全て希望通りに日程を確保できるとは限りません。その場合は、出願時期を含めてご検討下さい。
- (4) 実習期間中は、(2)に記載した実習時間に加え、実習日誌の作成や支援計画の作成が必要になります。
- (5) 実習は、A～Dの4段階で評価されます。C評価までが合格となり、D評価の場合は、担当者の指導後、再実習となります。（再実習費別途必要）

4. 学習進度計画

通信課程では、以下の3つの方法で履修します。

(1) テキスト履修

テキストにより自宅学習を行い、学習課題に沿ってレポートを提出していただき、添削指導を行います。学習上の疑問点があれば質問紙・メール・電話・面談にて対応します。提出されたレポートは、各科目の担当講師により添削、評価、指導を受けた後、返却されます。

レポートが不合格の場合は、再提出していただきます。

(2) スクリーニング履修（7日間、実習の必要な方は9日間）

スクリーニングは、全科目8割の出席にて履修の認定となります。

当校では、働きながら無理なく受講して頂くために土曜（時に日曜）をスクリーニング日にしています。

(3) 精神保健福祉相談援助実習（該当者のみ）

カリキュラム (時間数)	学科目	テキスト履修	スクリーニング履修	精神保健福祉相談援助実習
	精神疾患とその治療	162	6	
	精神保健の課題と支援	162	6	
	精神保健福祉相談の基盤2	81	3	
	精神保健福祉の理論と相談援助の展開	324	12	
	精神保健福祉に関する制度とサービス	162	6	
	精神障害者の生活支援システム	81	3	
	精神保健福祉援助演習2	162	6	
	精神保健福祉援助実習指導	243	9	
合 計 (時間数)		1377	51	210
修了認定	全科目に関して期日までにテキスト履修（レポート）とスクリーニング履修（確認テスト）に合格した場合に修了の認定を行います。また、「精神保健福祉援助実習」を履修する方は、併せて「精神保健福祉援助実習指導」スクリーニング履修、及び、指定期間内に実習を修了し合格する必要があります。			
資格取得までの過程	願書提出▶選考▶入学▶通信学習（自宅学習・スクリーニング）▶現場実習▶修了認定▶国家試験受験資格取得▶国家試験合格▶精神保健福祉士登録			

5. 入学オリエンテーション

通信課程のシステムを理解し、スムーズに学習を開始して頂けるようオリエンテーションを行います。

2020年度（第4期）4月生

（1）日 時：2020年4月初旬 13:00～15:30

入学式に引き続き実施いたします。

場 所：群馬医療福祉大学

（2）日 時：2020年4月4日（土）予定

場 所：両毛サテライトキャンパス（館林）

2020年度（第4期）10月生

（1）日 時：2020年10月3日（土）予定

場 所：群馬社会福祉専門学校

元総社キャンパス 9:00～11:00

両毛サテライトキャンパス 14:00～16:00

詳細については、入学手続き完了後にご連絡いたします。

6. 卒業式

3月に群馬医療福祉大学と合同で行います。詳細については、修了後通知します。

その他

1. 科目の履修免除

科目の履修免除はありません。課程修了には全科目の履修が必要です。

ただし、実習を免除される方は、スクーリングの精神保健福祉援助実習指導も免除となります。

2. 使用テキスト

日本精神保健福祉士養成校協会編『新・精神保健福祉士養成講座（全9巻）』中央法規出版をメインテキスト（随時最新版を更新）として使用します。

その他、国家試験受験対策として、参考文献、サブテキスト（有料・任意）のご案内をいたします。

3. 修了認定

レポート課題の評価（A～C評価が合格）、スクーリングの全科目全日程の8割以上の出席、スクーリング時の確認テストの成績（60点以上合格）を総合評価して決定します。

4. 国家試験対策

10月上旬に一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催の精神保健福祉士全国統一模擬試験が行われます。当校では受験をお勧めしています。（別途申し込み有料）

5. 職能団体と連携

群馬県精神保健福祉士会が主催する精神保健福祉士を目指す学生向け研修会のご案内をしています。

6. 精神保健福祉分野の求人情報提供

学生の進路相談に対応致します。入学後に教員までご相談下さい。

実務経験の対象となる相談援助業務の範囲

精神保健福祉士法施行規則による「短期大学等で指定科目を履修して卒業し、精神保健福祉士国家試験を受験するために必要な実務経験」又は「精神保健福祉士養成施設に入学するために必要な実務経験」は、次の施設・事業において精神障害者の社会復帰に関する相談業務を主たる業務として行っている者となっています。（精神保健福祉士法施行規則（平成10年厚生省令第11号）第2条）詳しくは、公益財団法人社会福祉振興・試験センターのホームページをご覧下さい。

1. 相談援助の業務

精神障害者の社会復帰に関する相談援助を主たる業務として行なっている方

(1) 精神保健福祉士の業務は、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のための必要な訓練その他の援助を行なうことであることから、精神保健福祉士の国家試験の受験資格を得るために必要な実務経験については、次の①から⑤に該当する業務に、年間を通じた業務時間の概ね5割以上従事することが要件となります。

① 精神障害者の相談

精神障害者の精神疾患の状態にも配慮しつつ、その円滑な社会復帰に資する各種の情報提供

② 精神障害者に対する助言、指導

精神障害者に対して、その精神疾患の状態にも配慮しつつ、その退院後の住居や再就労の場の選択等について、積極的な提案、誘導

③ 精神障害者に対する日常生活への適応のための必要な訓練

社会復帰の途上にある精神障害者に対し、時間を決めて洗面させる、清掃、洗濯等の習慣をつけさせる、公共交通機関の利用に慣れさせる等の生活技能を身につけるための訓練

④ 精神障害者に対するその他の援助

精神障害者自身がすることに困難が伴う手続きを代行し、社会復帰を目指す精神障害者を受け入れる側の家族、学校、会社等に精神障害に関する理解を求めるなど、個々の精神障害者のニーズに応じた多様な支援

⑤ 援助を行なうための関係者との連絡、調整等

- ・ケースカンファレンス等の会議への出席
- ・ケース記録等の関係書類の整理
- ・職員間の申し送り、連絡、調整
- ・関係機関との連絡、調整

(2) 病棟における食事の介助や入浴の介助等の業務は、実務経験としては認められません。

(3) 児童が利用者である施設においては、精神障害がある障害児に対する相談援助業務だけでなく、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務

も実務経験の対象となります。ただし、乳児院においては、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務が実務経験の対象となります。乳児に対する相談援助業務は、実務経験の対象とはなりません。

2. 業務従事期間の計算方法

精神保健福祉に関する相談援助の業務に従事した期間は、次の対象となる施設・(事業等)種類・職種の例として当該施設又は事業所と雇用関係を有し常勤（労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上である者を含む。）で従事した期間を通算して計算するものとする。

3. 実務経験対象となる施設・事業種類一覧

いずれも、精神障害者に対してサービスを提供するものに限ります。

		施設・事業種別	相談援助業務の実務経験として認められる職種
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	1	精神科病院	精神科ソーシャルワーカー 医療ソーシャルワーカー 看護師 臨床心理技術者 その他
	2	精神保健福祉センター	精神保健福祉相談員 社会福祉士 精神科ソーシャルワーカー 心理判定員 保健師 看護師 臨床心理技術者 その他
児童福祉法	3	障害児通所支援事業を行う施設 (医療型児童発達支援を除く) (児童デイサービスであった期間を含む)	児童発達支援 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援
	4	乳児院	児童指導員 保育士 その他
	5	児童養護施設	児童指導員 保育士 職業指導員 その他
	6	福祉型障害児入所施設 (知的障害児施設・知的障害児通園施設であった期間を含む)	児童指導員 保育士 児童発達支援管理責任者 職業指導員 心理指導担当職員 その他
	7	児童心理治療施設 (旧：情緒障害児短期治療施設)	児童指導員 保育士 その他

		施設・事業種別	相談援助業務の実務経験として認められる職種
児童福祉法	8	児童相談所	児童福祉司 受付相談員 相談員 電話相談員 児童心理司 児童指導員 保育士 その他
	9	母子生活支援施設	母子支援員 少年を指導する職員 その他
	10	障害児相談支援事業を行なう施設	相談支援専門員 その他
	11	児童自立支援施設	児童自立支援専門員 児童生活支援員 職業指導員 その他
	12	児童家庭支援センター	職員 その他
地域保健法	13	保健所	精神保健福祉相談員 社会福祉士 精神科ソーシャルワーカー 心理判定員 保健師 看護師 臨床心理技術者 その他
	14	市町村保健センター	精神科ソーシャルワーカー 医療ソーシャルワーカー 看護師 臨床心理技術者 その他
医療法	15	病院（精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科を広告しているものに限る）	精神科ソーシャルワーカー 医療ソーシャルワーカー 看護師 臨床心理技術者 その他
	16	診療所（精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科を広告しているものに限る）	精神科ソーシャルワーカー 医療ソーシャルワーカー 看護師 臨床心理技術者 その他
保護生活法	17	救護施設	生活指導員
	18	更生施設	その他
地方自治体	19	市役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署	精神保健福祉相談員 社会福祉士
	20	区役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署	精神科ソーシャルワーカー 心理判定員
	21	町村役場の精神障害者に対してサービスを提供する部署	その他
社会福祉法	22	福祉事務所	査察指導員 身体障害者福祉司 知的障害者福祉司 老人福祉指導主事 現業員 家庭児童福祉主事 家庭相談員 面接員に相当する職員 婦人相談員

		施設・事業種別	相談援助業務の実務経験として認められる職種	
社会福祉法	22	福祉事務所	母子・父子自立支援員 母子・父子自立支援プログラム策定員 就業支援専門員 その他	
	23	市町村社会福祉協議会	福祉活動専門員 その他	
知的障害者福祉法	24	知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司 心理判定員 職能判定員 ケースワーカー その他	
設置法務省	25	保護観察所	社会復帰調整官 保護観察官 その他	
促進障害者の雇用のする法律	26	広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー その他	
	27	地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー 職場適応援助者 その他	
	28	障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者 就業支援担当者 生活支援担当職員 その他	
更生保護事業法	29	更生保護施設	補導主任 補導員 補導に当たる職員 福祉職員 薬物専門職員 その他	
発達障害者支援法	30	発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員 就労支援を担当する職員 その他	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (障害者総合支援法)	31	障害福祉サービス事業	生活介護 自立訓練	生活支援員 サービス管理責任者 その他
			就労移行支援	生活支援員 就労支援員 サービス管理責任者 その他
			就労継続支援	生活支援員 サービス管理責任者 その他
			就労定着支援	就労定着支援員 サービス管理責任者 その他
			自立生活援助	地域生活支援員 サービス管理責任者 その他

		施設・事業種別	相談援助業務の実務経験として認められる職種
障害者のための日常生活及び（障害者総合支援法に支援する法律）	31	障害福祉サービス事業	短期入所 重度障害者等包括支援 共同生活援助 (共同生活介護であった期間を含む)
	32	一般相談支援事業を行なう施設（相談支援事業を行なう施設であった期間を含む）	相談支援専門員
	33	特定相談支援事業を行なう施設（相談支援事業を行なう施設であった期間を含む）	その他
	34	障害者支援施設	生活支援員 就労支援員 サービス管理責任者 その他
	35	地域活動支援センター	指導員 その他
	36	福祉ホーム	管理人 その他
改正前の法律	37	精神障害者地域生活援助事業を行なう施設	世話人 その他
	38	精神障害者社会復帰施設	精神障害者社会復帰指導員 管理人 その他
	39	知的障害者援護施設	生活支援員 生活指導員 その他
	40	児童デイサービス	相談援助業務に従事する職員 その他
厚生労働大臣が定める施設として、 指定施設に準ずる施設として、 大臣が定める施設として、	41	精神障害者地域生活支援センター	精神障害者社会復帰指導員 その他
	42	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行なう施設	地域体制整備コーディネーター 地域移行推進員 その他
	43	スクールソーシャルワーカー活用事業を行なう施設	スクールソーシャルワーカー その他
	44	ホームレス自立支援事業を実行なう施設	生活相談指導員 その他
	45	その他厚生労働大臣が個別に認めた施設	(注意) 個別認定にあたっては、別途基準、申請様式があります。事前に試験センターへ電話で連絡してください。